

「本人確認書類」一覧

● 本人確認書類は、次の3点を満たしている必要があります。

- 利用券に記載の「住所、氏名、生年月日」と同一の内容が記載されていること
(住所や氏名等が利用券に記載されているものと一致しない場合は使用できません。)
- 有効期限内であること
(本人確認書類の有効期限を過ぎている場合は使用できません。)
- 原本であること
(なりすましによる不正利用を防ぐため、本人確認書類の原本提示が必要です。)

● 本人確認書類として使用できる書類は以下のとおりです。

Aに掲げる書類 1点で確認可能

Bに掲げる書類 ①に掲げる書類2点、もしくは①及び②に掲げる書類を各1点ずつ組み合わせて確認可能

| A (1点で確認可能) | |
|------------------------------------|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ マイナンバーカード ・ 運転免許証 ・ 運転経歴証明書 ・ 障害者手帳 (身体障害者手帳、愛護手帳 (療育手帳)、精神障害者保健福祉手帳) ・ パスポート (ただし、発行年月日が2020年2月3日以前、かつ所持人記入欄に住所記載のあるものに限る) ・ 在留カード ・ 特別永住者証明書 ・ その他 官公署が発行した免許証、許可証もしくは資格証明書等 (顔写真付き、かつ住所記載のあるものに限る) |
| B (以下①を2点、もしくは①及び②の各1点ずつを組合せて確認可能) | |
| ① | <ul style="list-style-type: none"> ・ 健康保険証 (住所表記又は記載のあるもの) ・ 介護保険証 ・ 医療費受給資格証 (住所表記のあるもの) ・ 住民票の写し <p>(ただし個人番号の記載がなく発行後3か月以内のものに限る)</p> |
| ② | <ul style="list-style-type: none"> ・ 公的年金の年金証書 ・ 母子健康手帳 ・ パスポート <p>(発行年月日が2020年2月4日以降、所持人記入欄ページのないもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 住所表記 (又は記載) のない健康保険証もしくは医療費受給者証 ・ その他 学生証、会社の身分証明書、官公署が発行した資格証明書等で顔写真もしくは住所記載のないもの |

● 未成年者の本人確認は、以下の特例があります。

本人確認の必要な交付対象者が18歳未満の未成年者で、親権者等の法定代理人と一緒に宿泊する場合のみ、当該未成年者のBに掲げる書類1点と法定代理人のAに掲げる書類1点の組み合わせで未成年者の本人確認を可能とする。

(例1) 未成年者本人の「健康保険証」と保護者の「マイナンバーカード」

(例2) 未成年者本人の「母子健康手帳」と保護者の「運転免許証」